第６次球磨村総合計画策定業務委託仕様書

１　策定の目的

現行の球磨村総合計画が平成３０年度で満了することから、新たに球磨村総合計画を策定する。

２　策定の基本条件

（１）策定期間：平成３１年度～平成４０年度

（２）計画の構成

〇計画期間：平成３１年度から平成４０年度までの１０年間

〇基本構想：平成３１年度から平成４０年度までの１０年間

〇前期基本計画：平成３１年度から平成３５年度までの５年間

（３）委託期間 契約締結の日から平成３１年３月３１日まで

なお、平成３１年３月に開催される議会に上程する予定であるため、議会上程に間に合うスケジュールとすること。

（４）見積限度額：5,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

（５）契約

公募型プロポーザル方式による随意契約

３　本業務の内容

総合計画策定全般に対して、概ね以下の業務を行うこととする。

実際の業務を行う際は、村と適宜協議のうえ進める。

（１）基礎的調査の実施

〇社会動向の調査、分析

〇村の現状把握、分析

〇村が抱える課題の整理

〇上位関連計画の把握、整理

〇類似、周辺市町村との比較、分析

〇現総合計画の進捗状況の把握、整理など

（２）将来フレームの推計等

〇人口推計

〇財政状況の分析、推計など

（３）目標設定、進行管理の検討、支援

各種施策や事務事業の達成目標を設定する。なお、目標の進行管理については、実施も含め未定であり、村と協議、検討を行う。

（４）住民ニーズ等の把握

〇住民アンケート調査・分析

・20 歳以上の村民 1,500 人対象。住民基本台帳から、地区・年齢・性別

比率に準じて無作為抽出して行う。

・アンケートの原案の作成

・調査票作成印刷

・発送作業（封筒印刷アンケート用紙封入作業）

＊郵送は村で行うので、郵送料は計上しなくてよい。

・調査票集計・分析

地区別、年齢別等の属性分析、設問間クロス分析、自由意見の全文記述及びカテゴリー分析

○中学生アンケートの調査・分析

・村内の中学生（100 名）を対象にアンケートを実施する。

・アンケートの原案の作成・集計・分析を行うこと。なお、アンケートに必要な調査票の印刷、配布は村で行う。

○地域座談会運営支援（夜間７回程度）

（５）村長・教育長及び各課等への意見聴取、取りまとめ

（６）総合計画審議会の運営支援

・総合計画審議会の会議運営に係る支援

・会議への出席（助言、提言等）

（７）議会への報告・上程に係る資料等の作成

（８）基本構想及び前期基本計画の策定

（９）打ち合わせ

・策定事務局に対し、堅密な連携のもと、計画策定全般にかかわる資料や情報の提供、助言等を行う。

・打ち合わせ協議は、計画着手時・中間報告時の計３回程度とするが、担当者が必要と認めた場合には適宜行うものとする。

４　成果品の納入

下記の成果品を納入する。

・総合計画書　Ａ４版　１００頁程度　オールカラー　電子データ一式
製本３００冊

・総合計画書概要版　Ａ４版　１０頁　オールカラー　電子データ一式
製本１，５００冊

・その他村が必要と認めたもの（ただし、事業者との協議による）一式
同上電子データ一式

５　成果品の帰属

成果品に対して、著作権法に規定する著作物が発生する場合は、その権利は

成果品の引き渡しと同時に村に移転するものとする。ただし、受託者が村の承諾を得た場合はこの限りではない。

6　納品後の訂正

本業務完了後最終検査を行いこれに合格した時点で本業務を完了とするが、完了後、成果品に誤りが認められた場合は、村の指示に従い、受託者の責任において速やかに誠意をもって訂正・補足措置を行うものとする。

7　受託者の義務

（1）受託者は、本業務の意図及び目的を十分把握し、村と常に密接な連絡を取り、正確かつ誠実に業務を遂行するものとする。また、村が作業進捗状況及び各段階の成果等の報告を求めた場合は、早急に対応するものとする。

（2）受託者は、本業務を実施するにあたって、知り得た業務上の情報等（個人情報を含む。）について、業務期間内及び業務終了後においても、第三者に対して提供したり漏らしてはならない。

（3）受託者は、本業務の実施について必要な資料等の借用を村に対し申し入れることができるが、貸与された資料等については紛失のないよう十分に管理し、業務終了後直ちに返却するものとする。

（4）受託者は、本仕様書に記載のない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、責任をもって充足しなければならないものとする。

8　本業務に係る損害

本業務を実施する際に生じた事故などにより、第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負うものとする。

また、万が一損害が発生した場合は、速やかに内容・経過を村に報告し、場合によっては村の指示を仰ぐものとする。

9　策定の際に準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか、村例規及び関係法令等に準拠して実施するものとする。

10　その他

実際の作業の際に不明な事項、疑義等が発生した場合は、村と適宜協議を行うものとする。